

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	西川ゴム工業株式会社			コード	5161
提出日	2026/5/28	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月25日開催の定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	大迫 唯志	社外取締役	○															○		有	
2	山本 順一	社外取締役	○																○		有
3	藏田 修	社外取締役	○																○		有
4	岩崎 玲子	社外取締役	○																○		有
5	安永 崇伸	社外取締役	○																○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当ありません。	大迫唯志氏は弁護士として法律の専門的な知見を有しており、当社の社外取締役として独立的な立場から経営監督が可能であると考えております。また大迫唯志氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。
2	該当ありません。	山本順一氏は自動車業界において長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しており、当社の社外取締役として独立的な立場から経営監督が可能であると考えております。また山本順一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。
3	該当ありません。	藏田修氏は公認会計士および税理士として、会計・税務の専門的な知見を有しており、当社の社外取締役として独立的な立場から経営監督が可能であると考えております。また藏田修氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。
4	該当ありません。	岩崎玲子氏は人材開発コンサルティング企業の経営者として豊富な経験および幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として独立的な立場から経営監督が可能であると考えております。また岩崎玲子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。
5	該当ありません。	安永崇伸氏は、行政官として政策立案、産業界との調整、法令の制定改廃等に従事された後、エネルギー関連企業の取締役として経営企画、財務、IR、広報等を掌管されました。また、他社において監査等委員である社外取締役としての経験も有しており、当社の社外取締役として独立的な立場から経営監督が可能であると考えております。また安永崇伸氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。